サーバ管理型乗車券取扱規程

サーバ管理型乗車券取扱規程

第 1条　目的 …… 1
第 2条　用語の意義 …… 1
第 3条　適用範囲 …… 1
第 4条　契約の成立時期および適用規程 …… 1
第 5条　規程等の変更 …… 1
第 6条　旅客の同意 …… 2
第 7条　利用環境の整備 …… 2
第 8条　取扱場所 …… 2
第 9条　使用方法 …… 2
第10条　使用上および入出場の制限 …… 2
第11条　使用の制限または停止 …… 3
第12条　乗車券管理サーバのサービス提供 …… 3
第13条　紛失等の事由による取扱い方 …… 3
第14条　利用履歴の確認 …… 3
第15条　効力…… 3
第16条　運賃 …… 4
第17条　無効となる場合 …… 4
第18条　不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の収受等 …… 4
第19条　サーバ管理型乗車券障害時の取扱い …… 4
第20条　同一駅で出場する場合の取扱い …… 4
第21条　列車運行不能時の取扱い …… 4

サーバ管理型乗車券取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸電鉄株式会社（以下「当社」という。）が、入出場情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別番号が記録された媒体を乗車券として、当社線または当社線と連絡運輸の取扱いをする連絡会社線に跨って乗車する旅客の運送等について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便性向上と事業の能率的な遂行を図ることを目的とします。

２　第１項に定める識別番号（以下「ID」という。）は次のとおりとします。

⑴　クレジットカード会員番号等

⑵　２次元バーコードの識別番号等

（用語の意義）

第２条　この規程におけるおもな用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

⑴「当社線」とは、社の経営する第一種鉄道線をいいます。

⑵「サーバ管理型乗車券」とは、媒体と入出場情報を組み合わせたものをいいます。

⑶「後払い式サーバ管理型乗車券」とは、サーバ管理型乗車券のうち、クレジットカード会員番号等の ID が記録されたもので、普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道１回の乗車に利用できる媒体をいいます。

⑷「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の情報端末（一部を除く。）をいいます。

⑸「対応端末機」とは、サーバ管理型乗車券に対応した読取端末機をいいます。

⑹「乗車券管理サーバ」とは、サーバ管理型乗車券の ID、入出場情報、商品内容等を管理するサーバをいいます。

⑺「デジタル乗車券」とは、サーバ管理型乗車券のうち、２次元バーコードの ID が表示されたものをいいます。

⑻「システム」とは、乗車券管理サーバと販売サイトの総称をいいます。

⑼「購入情報等」とは、デジタル乗車券の購入日時、商品名、購入額等の情報をいいます。

（適用範囲）

第３条　サーバ管理型乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規程の定めるところによります。

２　この規程が改定された場合、以後のサーバ管理型乗車券による旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによります。

３　この規程に定めていない事項については、別に定める旅客営業規則等によります。

追 36

（契約の成立時期および適用規程）

第４条　後払い式サーバ管理型乗車券による旅客との運送契約の成立時期は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場の際、対応端末機等による改札を受けたときとします。

２　デジタル乗車券は、乗車券を購入する際、旅客自らが情報端末で操作を行い、購入内容等をシステムに送信し、システムがその情報を受信した後、購入情報等をもとにシステムに乗車券情報を配信完了した時に売買契約および運送契約が成立するものとします。

３　前項の規定によって契約の成立した時以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規程の定めるところによります。

（規程等の変更）

第５条　この規程及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがあります。

（旅客の同意）

第６条　旅客は、この規程およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

（利用環境の整備、費用）

第７条　旅客は、サーバ管理型乗車券を使用するための環境（クレジットカード等の媒体もしくは情報端末とその情報端末をインターネットに接続するための環境等）を自身で整えるものとします。

２　旅客がサーバ管理型乗車券を使用するために環境を整備する費用は、旅客が負担するものとします。

３　旅客がサーバ管理型乗車券を使用するために整備した環境（クレジットカード等の媒体もしくは情報端末および情報端末をインターネットに接続するための環境等）の不備（情報端末の障害や通信事業者もしくはプロバイダーの通信回線障害、システム障害等）に起因した旅客の損害等について、当社は一切の責任を負いません。

（取扱場所）

第８条　サーバ管理型乗車券のうち、後払い式サーバ管理型乗車券の取扱場所は以下とおりとし、以下の各駅相互間における旅客の運送等に限り使用できるものとします。

湊川駅、鈴蘭台駅、北鈴蘭台、谷上駅、有馬口駅、有馬温泉駅、岡場駅

（使用方法）

第９条　サーバ管理型乗車券を用いて乗車するときは、各駅相互間の乗車を目的とし、対応端末機等による改札を受けて入場し、同一のサーバ管理型乗車券により対応端末機等による改札を受けて出場しなければなりません。

なお、後払い式サーバ管理型乗車券を用いて乗車するときは、第８条に定める各駅相互間とします。

（使用上および入出場の制限）

第10条　１回の乗車につき、２以上のサーバ管理型乗車券を同時に使用することはできません。

２　入場時に使用したサーバ管理型乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該サーバ管理型乗車券で再び入場することはできません。

３　サーバ管理型乗車券の破損、対応端末機等の故障または停電等により対応端末機等によるサーバ管理型乗車券の読み取りが不能となったときは、サーバ管理型乗車券は直接、対応端末機等で使用することができません。

４　乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。

５　当社線での利用を制限されたサーバ管理型乗車券は、使用することができません。この場合、乗車駅入場後であっても、降車駅において出場はできません。

６　他の乗車券と併用して使用することはできません。

７　有効期限の定めがあるサーバ管理型乗車券は、その有効期限を超えて使用することができません。

８　偽造、変造または不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用することはできません。

（制限または停止）

第 11 条　旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次の各号に掲げるサーバ管理型乗車券による当社線の取扱制限または停止をすることがあります。

⑴ 乗車区間、乗車経路、乗車方法、入出場方法もしくは乗車する列車等の制限

⑵ 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限または停止

２　前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

３　本条に基づくサービスの取扱制限または停止に対し、当社はその責を負いません。

（乗車券管理サーバのサービス提供）

第 12 条　当社は、次の各号に定める場合、旅客に通知することなく乗車券管理サーバのサービス提供を中止、中断、または変更することがあります。

⑴ 乗車券管理サーバもしくは通信回線の保守メンテナンスを行う場合

⑵ 乗車券管理サーバの障害、通信事業者もしくはプロバイダーの回線障害、その他システム障害等により乗車券管理サーバのサービス提供が困難な場合

⑶ 地震、火災、水害、停電、暴動、軍事行動、その他の非常事態等により、乗車券管理サーバのサービス提供が困難な場合

⑷ その他サービス運営上、乗車券管理サーバのサービス提供を中止・中断・変更する必要があると当社が判断した場合

2　前項の各号において、乗車券管理サーバのサービス提供が中止・中断・変更されたことにより旅客が受けた不利益について、当社は一切の責任を負いません。

（紛失等の事由による取扱い方）

第 13 条　入場後、サーバ管理型乗車券を紛失等の事由により対応端末機等で読み取りできない場合、入場駅から出場駅までの普通旅客運賃を収受します。

2　サーバ管理型乗車券の紛失に対し、当社はその責を負いません。

（利用履歴の確認）

第 14 条　旅客は、乗車券管理サーバと接続する Web サイト等において、サーバ管理型乗車券の利用履歴を確認することができます。なお、利用履歴の内容は、サーバ管理型乗車券を使用して対応端末機等により入出場を行った場合の利用月日及び利用区間等とします。

（効力）

第 15 条　第９条の規定により使用するサーバ管理型乗車券の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

⑴ 当該乗車区間において、片道１回の乗車に限り有効とします。

⑵ 入場後は当日に限り有効とします。

⑶ 途中下車の取扱いはしません。

（運賃）

第 16 条　サーバ管理型乗車券のうち、後払い式サーバ管理型乗車券が適用されるのは大人普通旅客運賃に限ります。

2　スルッと QRtto にて当社が発売するサーバ管理型乗車券またはチケットの発売額は別に定めます。

（無効となる場合）

第 17 条　サーバ管理型乗車券は、次の各号に該当する場合には、無効とします。

⑴ 旅行開始後のサーバ管理型乗車券を他人から譲り受けて使用したとき

⑵ 係員の承諾を得ないで対応端末機等による改札を受けずに乗車したとき

⑶ その使用方法に基づかず使用したとき

⑷ 偽造、変造または不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用したとき

⑸ その他不正乗車の手段として使用したとき

（不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第 18 条　前条第１項の規定によりサーバ管理型乗車券を無効とした場合は、旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃とその２倍に相当する額の増運賃とを併せて収受します。

2　前項の規定により旅客運賃及び増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第１２１条の規定を準用して計算します。

3　前回利用時の出場情報がないサーバ管理型乗車券の取扱いは、別に定めるところによります。

（サーバ管理型乗車券障害時の取扱い）

第 19 条　破損等により対応端末機器等での取扱いが不能となった場合の取扱いは、別に定めるところによります。

（同一駅で出場する場合の取扱方）

第 20 条　旅客は、サーバ管理型乗車券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、当該サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

2　旅客は、サーバ管理型乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、その駅の入場料金を現金で支払い、当該サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

（列車運行不能の取扱方）

第 21 条　旅客は、対応端末機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合の取扱いは、IC 証票乗車券取扱規則第 25 条に準じます。